

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	施業 番号		
小諸市大字滋野甲字北山	4474	37	は	14		（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権集積計画に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 （2. 留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。